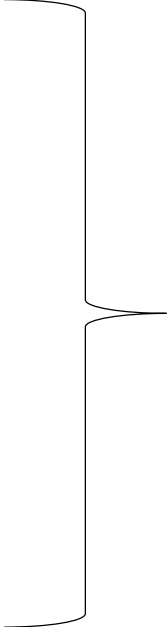


公共施設のあり方 骨子（案）

2018年5月
政策調整部企画調整課

「公共施設のあり方」の構成

1. はじめに
 1. これまでの経緯
 2. 位置づけ
 3. 策定目的
 4. 対象施設
 5. 対象期間
2. 基本方針
 1. 基本的な考え方
 2. 再編の実施方針
 3. 保全の実施方針
3. 第1期整備方針
 1. 再編の実施方針に基づく個別施設のあり方
 2. 財源確保の取り組み



骨子となる部分

1-①. これまでの経緯

野洲市ではこれまで行財政改革に取り組む中で、公共施設のあり方についても見直しを検討してきました。一方で、国ではインフラの急速な高齢化を背景に、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請しました。

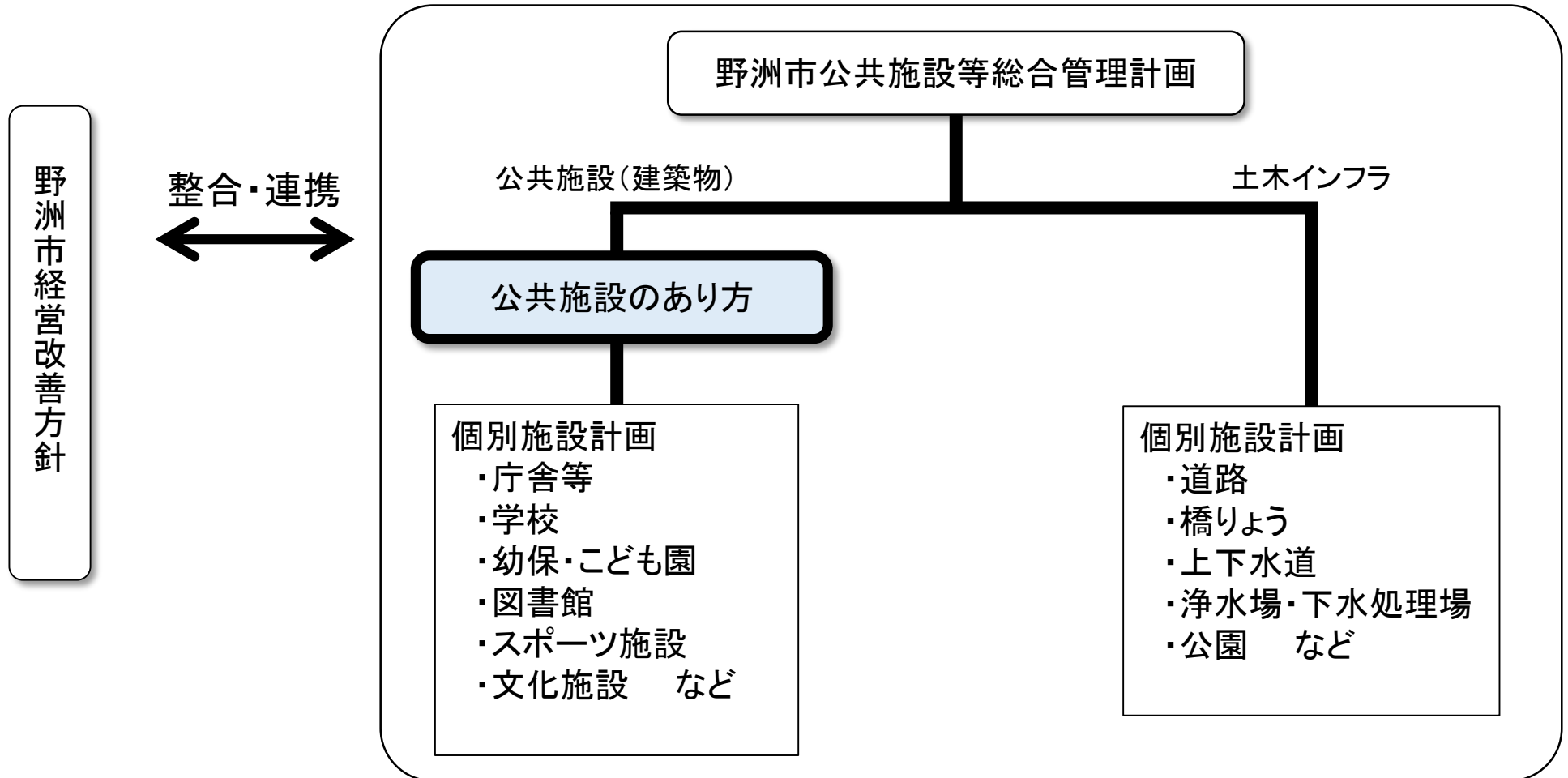
こうしたことから、野洲市では平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

| 年度 | 野洲市の動き | 国の動き |
|---------|--------------------------------|----------------------------------|
| H16.10月 | 野洲市誕生 (新市まちづくり計画) | |
| ⋮ | | |
| H22年度 | 集中改革プラン | |
| H23年度 | | |
| H24年度 | | 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故 |
| H25年度 | 行財政改革推進方針 策定 公共施設点検マニュアル 策定 | インフラ長寿命化基本計画 策定 |
| H26年度 | 行財政改革推進計画 策定 | 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総務大臣通知 |
| H27年度 | | 公共施設最適化事業債等の創設 |
| H28年度 | 公共施設等総合管理計画 策定 | 公共施設等適正管理推進事業債の創設 |

1-②. 位置づけ

「公共施設のあり方」は、上位計画である「野洲市公共施設等総合管理計画」に即し、公共施設に関する今後のあり方について定めるものです。

また平成30年に策定予定の野洲市経営改善方針と整合を図り、連携した取り組みを行います。



1-③. 策定目的

本市における公共施設の現状及び課題を踏まえた「公共施設のあり方」の策定目的は、次のとおりです。

【現状及び課題】

- 合併により結果的に機能が重複している公共施設が複数存在しており、それらの統廃合が進まない中で、市民ニーズに応えるための施設を新設したことから、これに要する維持管理経費が嵩んでいる。
- 更に築後30年を超過する公共施設が約2割(延床面積ベース)を占め、それらの施設について今後一斉に大規模修繕や更新(建替え)の検討が必要となる。
- 一方で、人口減少・少子高齢化の進展等により、行政サービスや制度が変遷しており、今後の利用需要の変化に応じた公共施設のあり方を検討する必要がある。
- また、行政財産としての位置づけを廃止した施設も複数存在していることから、これらについて今後のあり方を明確にする必要がある。

※公共施設等の現状については、
野洲市総合管理計画を参照



【「公共施設のあり方」の策定目的】

人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、総合計画を見据えた公共施設において提供するサービス及び個別施設のスクラップ&ビルドに基づく検討を行い、本市に適した公共施設のあり方を示す。

1-④. 対象施設

「公共施設のあり方」において対象とする施設は、市が保有する建築物(公共施設)とします。

- 既に長寿命化計画等を策定している施設も、対象とします。(学校、公営住宅など)
- 現時点で建築予定の施設についても、既存施設との調整が必要となることから、対象とします。

| 大分類 | 中分類 | 主な施設 | 施設数 |
|------------------|--------------|------------------------------|-----|
| 市民文化系施設 | 1 集会施設 | コミセン | 7 |
| | 2 文化施設 | 野洲文化ホール、文化小劇場、さざなみホール | 3 |
| 社会教育系施設 | 3 博物館等 | 歴史民俗博物館、文化財収蔵庫、桜生史跡公園(案内所)など | 6 |
| | 4 図書館 | 野洲図書館 | 1 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 5 スポーツ施設 | 総合体育館、B&G海洋センター、旧レークセンターなど | 7 |
| 産業系施設 | 6 農村集落施設 | 三上集衆センター | 1 |
| | 7 高齢者雇用施設 | シルバーワークプラザやす、シルバーワークプラザ中主 | 2 |
| 学校教育系施設 | 8 学校 | 小中学校 | 9 |
| | 9 その他教育施設 | 学校給食センター | 1 |
| 子育て支援施設 | 10 幼保・こども園 | こども園、幼稚園、保育所 | 10 |
| | 11 幼児・児童施設 | こどもの家 | 10 |
| 保健・福祉施設 | 12 障害福祉施設 | 発達支援センター・ふれあい教育相談センター | 1 |
| | | なかよし交流館 | 1 |
| | 13 高齢福祉施設 | 老人憩の家 | 11 |
| | 14 保健施設 | 健康福祉センター | 1 |
| | 15 その他社会福祉施設 | 市民交流センター | 1 |

| 大分類 | 中分類 | 主な施設 | 施設数 |
|-----------|--------------|--|------------------|
| 行政系施設 | 16 庁舎等 | 市役所、北部合同庁舎、中主防災コミセン | 3 |
| | 17 防災施設 | 野洲防災センター、総合防災センター | 2 |
| | 18 その他行政系施設 | 人権センター | 1 |
| | | 地域安全センター | 1 |
| | 19 消防施設 | 消防分団詰所 | 5 |
| 公営住宅 | 20 公営住宅 | 市営住宅 | 19 |
| 供給処理施設 | 21 一般廃棄物処理施設 | クリーンセンター、蓮池の里第二処分場など | 3 |
| その他 | 22 普通財産 | 北比江共同作業所、北比江農機具保管庫、旧大型共同作業所、旧新上屋集会所、旧篠原幼稚園、旧中主ふれあいセンター、自転車預かり所 | 7 |
| | | 23 駅関連施設 | 昇降施設、駅前広場(シェルター) |
| | 24 公衆便所 | 三上山登山者用便所、駅前公衆便所、など | 5 |
| | 25 公園管理施設 | さくら墓園管理棟 | 1 |
| 河川公園管理事務所 | | 1 | |
| 合計 | | | 124 |

1-⑤. 対象期間

「公共施設のあり方」が対象とする期間は、総合管理計画の計画期間に合わせ、平成68年度までの約40年間とします。

- 「公共施設のあり方」は、適宜見直します。
- 対象期間を10年ごとの全4期に区分し、総合計画を見据えた整備方針及びアクションプラン(個別施設計画)を定めます。
- 各期のアクションプラン(個別施設計画)は、5年ごとに中間見直しを行います。

| | 2017～2026 H29～H38(10年間) | 2027～2036 H39～H48(10年間) | 2037～2046 H49～H58(10年間) | 2047～2056 H59～H68(10年間) |
|--------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 総合管理計画 | 計 画 期 間 (2017 ~ 2057) | | | |
| 施設のあり方 | 計 画 期 間 (2017 ~ 2057) | | | |
| | 第1期整備方針 | 第2期整備方針 | 第3期整備方針 | 第4期整備方針 |
| 個別施設計画 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| | 前期5ヵ年 後期5ヵ年 | 前期5ヵ年 後期5ヵ年 | 前期5ヵ年 後期5ヵ年 | 前期5ヵ年 後期5ヵ年 |

※個別施設計画の期間は、必ずしも10年間と限定するものではありません。

施設によって、耐用年数やその他の条件を踏まえ、別に期間を定めることを妨げるものではありません。

2-①. 基本的な考え方

以下の考え方に基づき、今ある公共施設を有効的に活用します。

1. 市民サービスのあり方を見据えた施設再編

- 「野洲に住みたい・住み続けたい」と思われるまちづくりに必要な事業・サービスを提供するために、中長期的な視点で、効果的・効率的な公共施設の配置を行います。
- 上記の事業・サービスについては、適宜、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、スクラップ&ビルドによる見直しを行います。

2. 施設の安全性確保

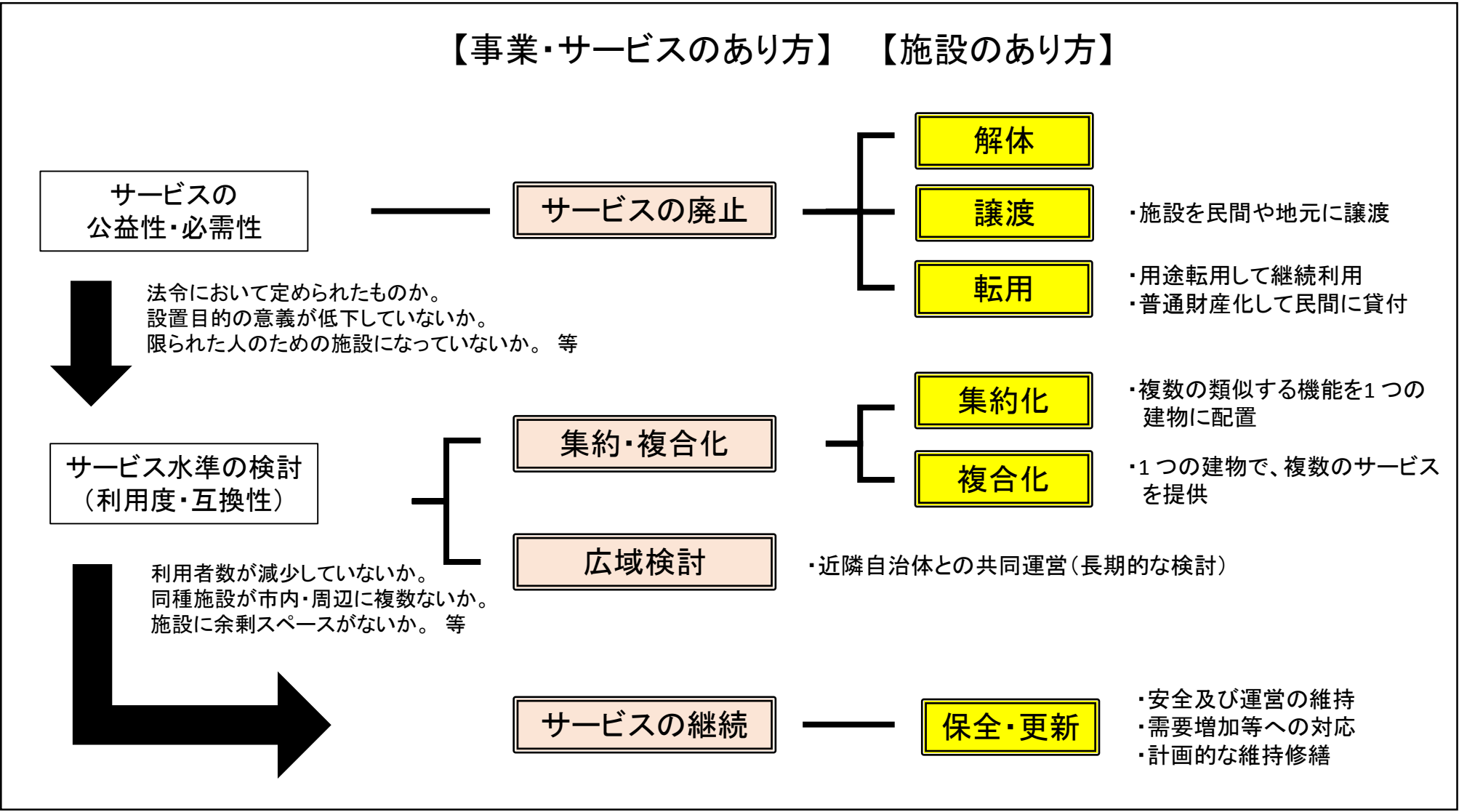
- 市民が利用する施設であることを考慮し、施設の安全性の確保最優先とします。
- 定期的な点検や予防保全を行うことで、突発的な故障や不具合による利用停止等の防止を図ります。

3. ライフサイクルコストの縮減と平準化

- 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- 計画的な保全工事の実施により、事業コストの縮減を図るとともに、財政負担の平準化に取り組みます。

2-②. 再編の実施方針

公共施設で実施している事業・サービス(ソフト面)及び建物の状況(ハード面)について評価を行い、総合的な視点から公共施設の再編を行います。



●再編の目標設定

公共施設等総合管理計画において、以下のとおり試算

今ある施設をそのまま維持しようとする、現状の1.18倍の費用が必要
→40年間で約126億円が不足
→床面積に換算すると約28,946m² (15.5%)の削減が必要



40年間で、総床面積を15.5%削減

※ただし、目標値は適宜見直しを行うものとする。

2-③. 保全の実施方針

- 施設に不具合が出てから修繕・改修するのではなく、安全・安心に使用できるようにするために、耐用年数や施設の状況に応じて計画的に維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- 「公共施設点検マニュアル」により定期的に点検を行い、適正な維持管理を行います。

保全手法と対処方針

| 保全手法 | | 対処方針 |
|--------|--|---|
| A 予防保全 | | |
| 時間計画保全 | 劣化や機能停止等により、建物全体に重大な被害が及ぶことを防止するため、予防的な保全の観点から耐用年数等を考慮して、定期的な修繕・更新を実施する。 | |
| 状況監視保全 | 劣化の進行や拡大によって深刻な状況になる前に、点検により状態を把握し、その兆候に対して適切な修繕等を早めに行う対症療法的な措置を実施する。各部材等の修繕・更新の周期を目安に状態監視を行う。 | |
| B 事後保全 | | 劣化や機能停止等を発見次第、適宜、修繕・更新を実施する。以下のような場合は、事後保全でも特に問題ない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常、故障、不具合の発生に対して設備機器単体や部品の交換等の範囲で済み、設備機器等の構成上、全体機能に与える影響が小さい場合。 ・ 部材等の修繕・更新が短時間で行える構造であり、作業性も良い場合。 ・ 部材等を必要な量だけストックすること又は随時購入することができる場合。 |

←耐用年数に応じた計画的な維持管理

←施設状況に応じた計画的な維持管理
(定期的な点検による早期対応)

【予防保全の対象部位】

| | 対象部位 | 具体例 | 更新周期 | 法定点検の有無 |
|----|-------|-------------------|--------|-----------|
| 建築 | 屋根 | 屋上防水 | 15～30年 | |
| | 外部仕上げ | 外壁(シーリング含む) | 15～40年 | |
| 電気 | 受変電 | 配電盤、変圧器、コンデンサ | 25～30年 | 電気事業法 |
| | 非常用電源 | 自家発電装置、静止形電源装置 | 30年 | 消防法、電気事業法 |
| | 防災 | 自動火災報知機、非常放送設備 | 15～20年 | 消防法 |
| | 中央監視 | 監視制御装置 | 10～15年 | |
| | 昇降機 | エレベーター | 25～30年 | 建築基準法 |
| 機械 | 空調 | 冷温水発生機、冷却塔、エアコン | 15年 | |
| | 給排水 | 給水管、配水管、ポンプ類 | 15～30年 | |
| | 消火 | 屋内消火栓、ポンプ、スプリンクラー | 15～30年 | 消防法 |

躯体のうち、延命化および安全性の向上を図る外部に面する部位や主要な設備部材等、建築物の性能や機能を維持するうえで重要となる部分を保全対象部位とする。

(参考)

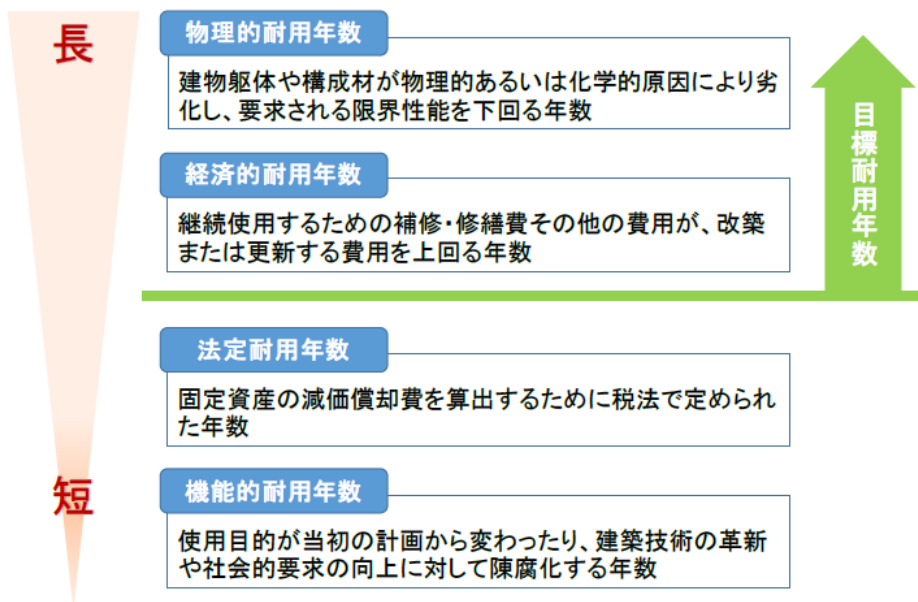
「平成17年版建築物のライフサイクルコスト」((財)建築保全センター編集発行)

● 目標耐用年数の設定

【目標耐用年数】

| 区分 | 対象 | 目標耐用年数 |
|--------|---|--------|
| 長寿命化施設 | SRC造、RC造で延床1,000㎡以上 | 80年 |
| | SRC造、RC造、S造 | 60年 |
| その他施設 | 一般市民が利用しない建物 延床50㎡未満の建物 簡易な構造の建物 など | 法定耐用年数 |

(耐用年数の分類)



● 法定耐用年数(事務所)

SRC造・RC造 50年
S造(重量) 38年
S造(軽量) 30年

● 法定耐用年数(工場用・倉庫用)

SRC造・RC造 38年
S造(重量) 31年
S造(軽量) 24年

